

コロナ禍における部室利用に関する規則

1. 定義

コロナ禍における部室利用とは部室内での課外活動を指す。ただし、物品の取り出しなど部室内における課外活動を目的としないものを除く。

2. 部室利用が可能な団体及び学生等

(利用可能な団体)

部室利用が可能な団体は学生会館連絡委員登録があり、活動計画書が認められた団体に限る

(利用可能な学生等)

教養学部の指針に則り、東京大学の構成員のみとする

3. 禁止事項

オンラインで可能なことを主目的とした活動は禁止とする

この規則、ガイドライン、団体より提出された活動計画書を遵守しない活動は禁止とする

4. 活動可能人数

一度に利用可能な人数は換気能力などから部屋毎に学生会館運営委員会が別途定める。

この利用可能人数は部室内における課外活動を目的としないものや相部屋サークルの構成員の人数も含める

5.参加者リスト・活動計画書

(活動計画書)

部室利用が可能な団体になることを求める団体は学生会館委員会の定める活動内容及び感染対策を記述した活動計画書を学生会館運営委員会に提出すること

(許可)

学生会館運営委員会は提出された活動計画書を教養学部の助言を受けて審査し許可不許可を決定する

(参加者リスト)

感染者の接触者追跡を目的とし、利用日当日の部室を利用したもののリストを利用日当日に提出しなければならない。

6. 利用状況・感染拡大の状況による活動の停止

この規則・ガイドライン・団体より提出された活動計画書が守られていないなど利用状況により学生会館運営委員会または運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により学生会館委員会の決定で制限緩和が停止させることができる

7. 感染者発生による活動の停止

部室利用に伴い感染者が発生した場合はその部室の存在するフロアの部室利用を1週間停止する。

その1週間で接触者において感染拡大が認められない場合はフロアの利用停止を解除する。

その1週間で接触者において感染拡大が認められる場合は利用団体・学生会館委員会・教養学部で原因を調査し、対策が図られるまで全体の緩和を停止する。

コロナ禍における部室利用に関するガイドライン

1. 部室における感染症対策

- ・ 間隔を 1m 以上とること
- ・ 必要最低限の人数で行うこと（各部屋の最大人数は委員会 HP の書類を確認すること）
- ・ 構成員同士の接触は避ける
- ・ 物品の共有は可能な限り行わない
- ・ 物品の共有をする場合は消毒を行う
- ・ 可能な限りマスクの着用を行う
- ・ 食事を行わない
- ・ 部室の使用後は必要に応じて消毒を行う
- ・ 30 分に一度は換気を行う
- ・ 手指用の消毒液に関しては各自用意する
- ・ コンパなどは控える

2. その他の感染症対策

- ・ 利用した学生を責任持って把握する
- ・ 利用の前後 1 週間は検温を行い記録する
- ・ 検温において「37.5 度以上が 1 日」又は「平熱より高い体温が 3 日以上続く」場合は参加しない
- ・ 保健所により濃厚接触者とされた者は陰性が確認されるまで参加しない
- ・ 健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない
- ・ 以上を確認するための健康管理者及び連絡システムを設置する
- ・ 感染者の行動追跡のために、場所ごとに貼られた二次元コードから利用した場所の時間を登録する
- ・ 基本的にはオンラインによる活動を推奨する
- ・ 各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守する
- ・ 東京大学の課外活動再開にむけての方針（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>）と教養学部長発表の課外活動再開にあたっての注意（https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19_20200731.pdf）を遵守する
- ・ 参加者全員が COCOA および MOCHA を特段の事情がない限りはインストールする

3. 相部屋サークルについて

相部屋が存在する場合は両団体で相談して利用人数が上限人数を超えないようにすること